

これまでの生物多様性国家戦略の目標（抜粋）

◆生物多様性国家戦略 多様な生物との共生をめざして（平成 7（1995）年 10 月）

第 2 部第 2 節 長期的な目標

1 長期的な目標

生物多様性の保全と持続可能な利用のために、21 世紀の半ばまでに達成すべき長期的な目標は、次のとおりとする。

- (1) 日本全体として及び代表的な生物地理区分ごとにそれぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られていること。また、都道府県及び市町村のレベルにおいて、それぞれの地域の自然的、社会経済的特性に応じた保全と持続可能な利用が図られていること。
- (2) 将来の変化の可能性も含めて生物間の多様な相互関係が保全されるとともに、将来の進化の可能性も含めて生物の再生産、繁殖の過程が保全されるように、まとまりのある比較的大面積の地域が保護地域等として適切に管理され、相互に有機的な連携が図られていること。

2 当面の政策目標

上記の長期的目標の達成に向けた当面の政策目標は、次のとおりとする。

- (1) 我が国に生息・生育する動植物に絶滅のおそれが生じないこと。
- (2) 生物多様性の保全上重要な地域が適切に保全されていること。
- (3) 生物多様性の構成要素の利用が持続可能な方法で行われていること。

◆新・生物多様性国家戦略 自然の保全と再生のための基本計画（平成 14（2002）年 3 月）

第 2 部第 2 章 目標とランドデザイン

第 1 節 3つの目標

生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された「自然と共生する社会」を構築するための目標として、次の 3 点を掲げます。

- ①長い歴史の中ではぐくまれた地域に固有の動植物や生態系などの生物多様性を、地域の空間特性に応じて適切に保全すること。
- ②特にわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれが新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の回復を図ること
- ③将来世代のニーズにも応えられるよう、生物多様性の減少をもとらさない持続可能な方法により、国土の利用や自然資源の利用を行うこと

◆第3次生物多様性国家戦略 人と自然が共生する「いきものにぎわいの国づくり」を目指して（平成19（2007）年11月）

第1部第3章第1節 目標と評価

1 3つの目標

豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に享受できる「自然共生社会」を構築するための目標として、次の3点を掲げます。

- ①地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復すること
とりわけわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれが新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図ること
- ②生物多様性を減少させない方法により、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行うこと
- ③生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に組み込んでいくこと

◆生物多様性国家戦略2010（平成22（2010）年3月）

第1部第3章第1節 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標

2 わが国の目標

ポスト2010年目標の日本からの提案は、生物多様性条約の目的達成に向け、COP10の議長国として、世界に先駆け意欲的かつ実行可能で具体的な提案を行い、目標達成に向け必要な支援を行っていくことで、世界の生物多様性の確保に貢献することを目指すものです。それとともに、わが国の生物多様性保全施策の推進にあたっての基礎ともなるものです。このため、ポスト2010年目標の日本提案をもとに、わが国の生物多様性の状況や自然的社会的特性を踏まえ、豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に享受できる「自然共生社会」を構築するための目標として、2050年を目標年とする中長期目標と、中長期目標を達成するため、おおむね10年で達成すべき短期的な目標として、2020年を目標年とする短期目標を掲げます。

（中略）

<中長期目標（2050年）>

〇人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現させ、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させる。

<短期目標（2020年）>

生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

①わが国の生物多様性の状況を科学的知見に基づき分析・把握する。生物多様性の保全に向けた活動を拡大し、地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復する。

とりわけわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれが新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図る。

②生物多様性を減少させない方法を構築し、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行う。

③生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に組み込み（生物多様性の主流化）、多様な主体により新たな活動が実践される。

◆生物多様性国家戦略 2012-2020 ～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～ (平成 24 (2012) 年 9 月)

第 1 部第 3 章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標

第 1 節 わが国の目標

2010 年 3 月に閣議決定された生物多様性国家戦略 2010 では、2050 年を目標年とする中長期目標と、2020 年を目標年とする短期目標をわが国の目標として設定しました。その後、2010 年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) では、戦略計画 2011-2020 が採択され、同戦略計画では 2050 年を目標年とする長期目標 (Vision) と 2020 年を目標年とする短期目標 (Mission) が掲げられました。このため、生物多様性国家戦略 2012-2020 では、戦略計画 2011-2020 の目標年及び内容を踏まえ、わが国における生物多様性の保全と持続可能な利用の目標として、2050 年を目標年とする長期目標と 2020 年を目標年とする短期目標を掲げます。なお、愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標については、第 2 部に示します。

【長期目標 (2050 年)】

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

【短期目標 (2020 年)】

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。